

議案第 1 号

北見市庁舎敷地の北見赤十字病院への無償貸与の賛否を問うための住民投票
条例の制定について

地方自治法第 7 4 条第 1 項の規定による北見市庁舎敷地の北見赤十字病院への無償
貸与の賛否を問うための住民投票条例制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定
により、意見を付けて当該請求に添えられた条例案を議会に付議する。

平成23年10月28日提出

北見市長 小 谷 毎 彦

北見市庁舎敷地の北見赤十字病院への無償貸与の賛否を問うための住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、本市が北5条東2丁目の市庁舎敷地を北見赤十字病院に無償貸与することの賛否について市民の意思を明らかにし、これにより市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、市長は、市民による投票(以下「住民投票」という)を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の実施)

第3条 住民投票は、本条例の施行の日から1箇月以内にこれを実施するものとする。

2 住民投票は、市長が執行するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、前条第1項の期間内で市長が定める日曜日とし、市長は、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票日において北見市に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第19条の規定に基づく北見市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前日において、選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第6条 市長は、投票資格者について、市庁舎敷地を北見赤十字病院に無償貸与することの賛否を問うための住民投票資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成するものとする。

(期日前投票及び不在者投票)

第7条 法第48条の2第1項に規定する期日前投票又は法第49条第2項に規定する不在者投票の理由がある投票資格者は、法の諸規定に準じて別に市長が定め

るところにより投票することができる。

(投票の方法)

第8条 投票資格者は、市庁舎敷地を北見赤十字病院に無償貸与することについて賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら○の記号を記載して投票箱に入れなければならない。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定にあたっては、次条の規定に反しない限りにおいて、投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- 1) 所定の投票用紙を用いないもの
- 2) ○の記号以外の事項又は○の記号のほか他事を記載したもの
- 4) ○の記号を投票用紙の賛成欄、反対欄のいずれにも記載したもの
- 5) ○の記号を投票用紙の賛成欄、反対欄のいずれに記載したかを確認し難いもの

(結果の告示等)

第11条 市長は、住民投票の結果が判明したときは、速やかにこれを告示するとともに、市議会議長に通知しなければならない。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収等市民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されるものであってはならない。

(投票結果の尊重)

第13条 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(投票及び開票)

第14条 投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関しては、法、法施行令(昭和25年政令第89号)及び法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の関係する規定に準じて、市長が別に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

意 見 書

本議案は、平成23年10月12日、地方自治法第74条第1項の規定に基づき、4,995人の連署をもって条例制定の請求を受理いたしましたので、同条第3項の規定に基づき意見を付して付議するものであります。

それでは、北見市庁舎敷地の北見赤十字病院への無償貸与の賛否を問うための住民投票条例について私の考え方を申し上げます。

はじめに、市庁舎の位置につきましては、私は当時の市庁舎敷地にコンパクトに建てられないか検討してまいりましたが、地域医療を守る立場から北見赤十字病院の建て替えを最優先し、平成21年7月、当時の市庁舎敷地全体を使っていたことと判断いたしました。

また、市庁舎を北5条東2丁目の市庁舎敷地周辺で建て替えることにつきまして検討を行いました。当市の置かれている厳しい経済情勢、長年続いてきた庁舎問題に終止符を打つこと、そして当市が直面している諸課題、特に都市再生事業を進めることが、今、何よりも重要であるとの認識のもとで、市民説明会を開催し、市民の皆様から多くの意見を拝聴した上で、最終的に行政機能が集約される大通西2丁目1番地の「まちきた大通ビル」とすることが、今後の市政運営を進める上でふさわしいと判断し、本年8月5日開催の臨時市議会において特別議決をいただいたところであります。

次に、地域医療の確保についてであります。北見赤十字病院は、オホーツク圏域における地域完結型の医療体制を確保する地方センター病院として、特殊な疾患や高度専門医療の役割、さらに、重篤救急患者に対する救命救急センターの役割を担っておりますが、老朽化が著しく進み、高度化、多様化する医療ニーズに応えることができないため、全面的な改築を行い、平成26年度の開院を目指しているところであります。

私は、同病院の改築場所につきましては、高齢社会を迎え、通院や入院患者のお見舞いなど交通機関の利便性や、医師や看護師の緊急招集時への配慮など

を考慮すると、同病院が所有する用地と一体的に活用することができる当時の市庁舎敷地が最も適していると考えたところであります。

さらに、昨年1月28日開催の臨時市議会におきまして、私に対し、北見赤十字病院建設にあたり、市庁舎敷地を活用し、早期に建設できるよう対応を求める『新北見赤十字病院建設に係わる決議』がなされ、私といたしましても、地域医療の確保が最重要課題であると認識しており、市庁舎敷地に北見赤十字病院の改築を早期に進めることが必要であると考えておりましたことから、同年2月1日に北見赤十字病院院長と土地の貸与及び支援について覚書を取り交わしたところであります。

なお、市の公有財産の無償貸与につきましては、地方自治法第96条第1項第6号及び北見市財産の交換・譲与・無償貸付け等に関する条例第4条に基づき行うものであります。

このようなことから、北見市庁舎敷地の北見赤十字病院への無償貸与に関わる住民投票につきましては、必要がないものと考えているところであります。

なお、本条例案の第3条第1項では、住民投票の実施について、「本条例の施行の日から1箇月以内にこれを実施するものとする。」と規定され、実施にあたっては、公職選挙法の関係規定に準ずることとされておりますが、通常の選挙の準備期間を考えますと、住民投票の実施についての周知、投票会場の確保、投票用紙及び投票所入場整理券の印刷などに要する日程を考慮いたしますと、1箇月以内に住民投票を行うことは著しく困難であると考えております。